

# 国際大会・合宿等帯同母体スタッフ規程

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

(目的)

## 第1条

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）は、パラリンピックや世界選手権等での活躍を目指す選手のパフォーマンスを最大限に高めることを目標に、日本代表として国際大会に参加するという意識を選手間及びスタッフ間において共有すると共に、選手それぞれの障がいを相互に理解し、選手及びスタッフ間のコミュニケーションを図ることで、良好な関係を構築することを目的とする。

(対象)

## 第2条

国際大会・合宿等帯同母体スタッフ（以下「母体スタッフ」という）は次の者とし、これらは選手の希望によって対象となる。

- (1) 母体コーチ
- (2) 母体トレーナー
- (3) プラクティスパートナー
- (4) 介助者
- (5) その他選手のサポートスタッフ

(規程の遵守と内容)

## 第3条

母体スタッフは、以下の事項を理解するとともに、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 母体スタッフは、日本を代表する選手をサポートする立場であることを自覚し、選手のパフォーマンスを最大限発揮させることに努めること。
2. 協会、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際卓球連盟（ITTF）、国際パラ卓球連盟（ITTF PTT）、公益財団法人日本卓球協会（JTTA）の規則を遵守すること。
3. 日本選手団の行動スケジュールや規範に則り、ナショナルチームスタッフからの指示に従うこと。遵守できない場合には、事前にその理由を申し出て了解を得なければならない。
4. 国際大会の競技期間中においては日本選手団として自覚を持った行動を心掛け、海外選手及び大会スタッフ等との過度な交流を控える等日本選手団全体が競技に集中できる環境づくりに努めること。

5. 帯同期間中の喫煙、飲酒は禁止する。
6. 法令に違反する行為や他者を誹謗中傷する発言や行為をしてはならない。
7. SNS上での発信（文章、画像、動画）には十分注意をし、個人情報に配慮するとともに、日本を代表する選手をサポートする立場であることを常に意識するように心掛けなければならない。
8. 帯同期間中は健康に対する自己管理を行い、万が一ウイルス感染等日本選手団に影響が及ぶ状態であれば直ちにナショナルチームスタッフに報告し迅速に対処すること。
9. 自らが反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の暴力、威力または詐欺的手法を利用していないこと、その他反社会的勢力との間に交際がないことを保証すること。
10. 母体スタッフは、特定の選手・スタッフ等が利益または不利益を被る可能性がある情報、正当な理由なく協会の名誉を棄損する可能性がある情報、その他各規程に反する可能性のある情報等発信してはならない。

（違反者に対する処分）

#### 第4条

1. 母体スタッフが前記の内容に違反したと認められたときは、ナショナルチームスタッフの報告に基づき、必要に応じて強化担当理事、ナショナルチーム監督は、次の処分を行うことができる。
  - （1）帯同時に強制的に帰宅させること。
  - （2）次回からの国際大会、合宿等への帯同の禁止。
  - （3）その他、違反の程度に従った処分。
2. 前項（1）及び（2）の処分には、当該スタッフからの書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
3. 処分に対する不服申し立てについては、別に定める不服申立規程による。

#### 附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。